

## 東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会 議事録

日 時：令和2年7月30日（木）13時30分から14時00分まで

場 所：第一庁舎7階大会議室

出席者：

### 【委員】

猪口 正孝 東京都医師会 副会長

太田 智之 みずほ総合研究所 調査本部 首席エコノミスト・本部長代理

大曲 貴夫 国立国際医療研究センター 国際感染症センター長

紙子 陽子 紙子法律事務所 弁護士

（濱田 篤郎 東京医科大学病院 渡航者医療センター教授 欠席）

### 【東京都】

小池都知事、多羅尾副知事、梶原副知事、中嶋政策企画局長、  
山手総務局長、小林危機管理監、吉村福祉保健局長

### （事務局）

ただいまから、新型コロナウイルス感染症対策審議会を開催いたします。  
審議会の開会にあたり、東京都の小池知事からご挨拶申し上げます。

### （小池知事）

本日お忙しいところお集まりいただきましたこと、まずもって感謝申し上げます。

さて、現在の都内の新規陽性者数でございますが、連日200人を超えている。そのような流れになっております。先週23日にはですね、新規陽性者数が初めて300人を超えました。

そして、数だけではございませんで、地域的には、区部だけにとどまることなく、多摩地区にも広がりを見せていること、また年代的にも広がりがありまして、現在20代、30代の割合は、これは引き続き約6割と、最も多いんですが、40代、50代の割合が2割を超えるということで、特に重症化でリスクの高い60代以上への広がりも出ているところでございます。

先ほどモニタリング会議を開きました。そこで、感染状況は、4段階のうち、最高レベルの4段階目で感染が拡大していると思われる。そして医療提供体制については、4段階のうちの3段階目で、体制強化が必要であると思われるとの総括コメントをいただいたところでございます。

そして本日の審議会でございますが、こうした状況を踏まえて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために、都が講じるべき対応などについて、ご専門の見地からの忌憚のないご意見をいただきたく存じますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

(事務局)

ありがとうございます。  
続きまして、猪口会長よりご挨拶賜ります。

(猪口会長)

猪口です。  
今日は、委員の皆様お集まりいただきましてどうもありがとうございます。  
これまでの審議会では委員の皆様から意見をいただきながら、感染拡大防止のための都  
民事業者への呼びかけなど、都は、新型コロナウイルス感染症対策を行って参りました。  
皆様のご意見はその一助になっていることを思います。  
本日も活発な意見交換をお願いいたします。  
よろしく申し上げます。

(事務局)

それでは、ここでプレスの皆様におかれましては、ご退席をお願いいたします。

～プレス退席～

それでは早速ですが、議事に入らせていただきます。  
以降の進行につきましては、審議会会長である猪口様をお願いいたします。  
どうぞよろしくをお願いいたします。

(猪口会長)

申し上げます。  
では会議次第に沿って議事を進めさせていただきます。  
議事は、東京新型コロナウイルス感染症対策条例の一部改正について、及び、営業時間短  
縮の要請についてです。  
事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

お手元の「感染状況、医療提供体制の分析」をご覧ください。感染症につきましては、総  
括コメントは「感染が拡大していると思われる」です。全世代に感染が広がっている、新規  
陽性者数と接触歴等不明者数の増加が続いているとなっております。  
医療提供体制については、総括コメントは「体制強化が必要であると思われる」でござい  
ます。入院患者数及び重症患者、数の増加が見られるとなっております。

個別のコメントにつきましては、「専門家によるモニタリングコメント・意見」をご参照ください。

次に、東京都新型コロナウイルス感染症対策条例を一部改正することについて、ご説明します。内容ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、都民や事業者等の努力義務を定めるものです。具体的には、次のとおりです。

まず、「事業者によるガイドラインの遵守」です。事業者は、都のほか、国、区市町村及び事業者が加入している団体等が定めた新型コロナウイルス感染症のまん延の防止のための指針、つまりガイドラインを遵守するよう努めなければならないこと。ガイドラインを作成した者は、当該ガイドラインを公表するとともに、その対象となる事業者に対し当該ガイドラインと標章、つまりステッカーを周知し、必要に応じて、当該ガイドラインの見直しを行うよう努めなければならないこととしております。

次は、「店舗等へのステッカー掲示」です。劇場、飲食店その他の集客施設を運営する事業者は、施設の入口等利用者の見やすい場所にガイドラインに定める措置を遵守していることを示す標章を掲示するよう努めなければならないこと。また、催物等を主催する者は、当該催物等の実施に当たり、開催場所の入口等来場者の見やすい場所にステッカーを掲示するよう努めなければならないこととしております。

「都民によるステッカー掲示店舗等の利用」につきましては、都民は、施設の利用及び催物等への参加に当たっては、ステッカーが掲示されている施設の利用等に努めなければならないこととしております。

見守りサービス等の活用につきましては、都民及び事業者は、施設、店舗等で新型コロナウイルス感染症の感染者が集団的に発生した場合等にインターネットを通じて通知されるサービス等の活用に努めなければならないこととしております。

以上の改正については、令和2年8月1日より施行すること。

期間については、東京都新型コロナウイルス感染症対策本部の設置中とすること。  
以上のことなどを定めるものです。

最後に、資料の後ろから2ページ目をご覧ください。営業時間の短縮を要請するものです。

酒類の提供を行う飲食店・カラオケ店について、8月3日からまず8月末日までの期間におきまして、営業時間を朝5時から10時までとすることを要請するものでございます。

なお、要請に応じていただいた場合には、次のページのとおり、協力金を支給する予定で  
ございます。

説明は以上でございます。ご意見についてよろしく願いいたします。

(猪口会長)

どうもありがとうございました。

では事務局からの説明を参考にしてですね、各委員からご意見を聞きたいと思えます。

まず最初に、モニタリング会議の結果等それからご意見を大曲先生の方からよろしくお

願いいたします。

(大曲委員)

まず、ご提案のあった事項に関して1点目ですけれども、東京都の新型コロナウイルス感染対策条例の改正に関してであります。こちらに関して私は賛成いたします。

コロナの対策は、まずは社会全体で手探りで始まってきたわけなんですけれども、いろいろと経験といいますか、事実が重なってくる中で、街中における感染症の起こりやすい場というものが、わかってきたと思います。

一般的に言えば、それは3密が重なる場でありまして、それをもうちょっと業態といいますか、要はその飲食をするようなバーといったところにも絞られてきます。

実際、各事業者の方々が、様々な感染防止対策のためのガイドラインを作ってもらっていますし、各事業者の方々は、それを守ろうということで努力をされています。

やはりその努力をされている方々と、そうでない方々が見分けがつかないと、努力されていることを、我々から見えないですし、実際我々利用者の側からしても選ぶこともできないということになります。

これはやはり、実際に努力をされている方々の努力にも報いるといいますか、適切に応じるといことが、我々利用する側としても重要であると思います。

そういう意味で、適切なチェックリストのポイントを踏まえた上で、ステッカーを掲示する。そして、我々利用する側はそういうお店を使っていくことによって、適切な対策をされている場が積極的に使われるようになっていくと、相対的にそうでない場に行く方々は、減ることになり、それによって感染のリスクが下げられるだろうと思っております。

実際に正當に努力をされている方々に報いるという方法として、私は適切ではないかと思っております。

2点目ですが、営業時間の短縮に関してであります。

今日のモニタリングの会議でも出てきましたし、よく知られるようになったのは、要は飲食を伴う会食の場ですとか、あるいは声を出すような場ですとか、感染のリスクが高いということは、大分わかってきました。

これまでコロナの対策は社会活動、特に一番厳しい時期は、移動制限したり、一般的な意味での営業時間の自粛をしたりという形での一般的な対応が行われてきたわけなんですけれども、それではなかなか社会としても厳しいということもよくわかっているところです。

そういう意味では、全体ではなくポイントを絞って対策を打つということは非常に重要でありますし、それで今回お示しになった、いわゆるその営業時間の短縮といいますか、要請ということは、非常に妥当といいますか、ポイントを絞った妥当な提案ではないかと思っております。

実際、同じような対策は海外でも行われているところでもあります。

時間をどうするか、というのはいろいろと議論はあるかと思いますが、これは定性的な話

になりますけどもやはり、下世話な話ですが、夜も更けてしまうと、酒が入った状況になるとなかなか感染防止対策も、現実的には、何ていうんでしょう、できにくくなると、破綻してしまうということもありますので、夜遅くなり過ぎない時期で区切るというのは、一つの方法というか方法であると思います。

感染の専門家として、定性的なことといいますか、しか言えませんが協力要請に従ってくださる方々へのご支援ということは、ぜひお願いできればと思っています。

最後にですがやはり、今までの感染症の広がりを見ていますと、東京で感染をもらった方が他の地域に行って、また感染のクラスターの原因になるなんていうことは現実に起こっているわけでした。

そういう意味では東京の対策というのは非常に重要だと思いますし、長期的にも、これすごく大事なことなんじゃないかと思います。

ここでの対策がすごくうまくいくことが示せれば、長期的な感染症の抑え込みという意味では非常に僕は重要な事例といいますか、示せるのではないかと考えておきまして、それを最後に申し上げておきたいと思います。

まとめますと、こちらにも賛成でございます。

以上です。

(猪口会長)

どうもありがとうございました。

続いて紙子先生、お願いいたします。

(紙子委員)

条例案に対してですが、まず事業者にガイドライン遵守の努力義務を定めることには賛成です。

店舗や催し物におけるステッカーの掲示義務に関しても、逆に感染防止に努める事業者を支援する手段として、有効な策だと考えます。

一つご提案としては、ステッカーを店先に掲示するだけでなく、お店や施設の持つホームページに、このステッカーと同じロゴを掲載できるようにしてはどうかと思いました。そうすると消費者は事前に利用する施設を選べると思いました。

他方、都民に対してなんですけれども、私の個人の意見としてはこのステッカー掲示施設を利用するか、通知サービスの利用を努力義務として課す方向性に、やや過剰ではないかという懸念も感じました。

日本はもともと公の権威からの統制に対して協調的であって、秩序を守ろうとする文化があります。同調圧力も高い社会なので、都民個人の私的生活において、その行動様式を義務化するってところが、そこまで必要なのだろうか、私的領域にやや入り込み過ぎな

いかという懸念も持ちました。

しかし結論的には、次に述べる3点の理由などから本条例案を、都民に対しても、努力義務を設けるという形で実施することは、感染拡大を抑えるため、トライしてみる価値があるのではないかと考えます。

その理由は、第1に、目的ですが、新型コロナでは店の利用者が感染した場合に本人が不利益を受けるだけではなくて、その方が自覚なく、普通の社会生活をして他人にうつすリスクがあるという点ですね、これは現在の感染状況の分析によれば、普通の市民の行う会食やお酒の入る席などの会話などが、防止対策を強化する必要があるので、正当な目的であるということです。

第2に、地域の特性ですね、国が緊急事態宣言を発令していない中で、法の下では都道府県の取れる手段が限られております。

現在東京都では日本で最も厳しい感染状況と言えますし、医療提供体制の逼迫も警戒していくべき状況にあると思います。その中で、都は地域の実情に応じて感染症の蔓延を防ぐ、実効性のある対策を取る責務があります。

地方自治という面から見ても、この条例という方法によることは法令上の根拠、対象期間が明確ですし、民主的なコントロールも及ぶということで、適切な手段であると考えます。

3つ目に手段の強さですけれども、今回の条例は、努力義務にとどまりますし、都民個人に対して違反をチェックして不利益を課すというようなものではないと考えますので、手段としては最小限度ではないかと考えます。都の条例の第4条にも都民の協力義務も定めてありますし、あと細かいことなのですが接触確認アプリや通知アラートの「活用」という案になっていて「利用」ではないところが、「利用」だと一律で狭い義務、一律であつて違反のチェックがしやすく、広い規制だと思うのですけれども、活用しているかどうかというところには、違反をチェックしやすいわけではなくて、「活用」というのは目的に対して効果的に利用できているかどうかだと思うのですけれども、それは、活用を謳うというソフトな規制なのではないかなという風に感じました。

このような点から鑑みてもこの条例案で都民に対して、努力義務を課すということに結論としては賛成いたします。

第2の酒類の提供を行うような飲食店やカラオケ店の営業時間短縮については、結論として賛成であります。

先ほども大曲先生がおっしゃった通りお酒を飲む場合の人間の行動のなかなか自制とか規律が緩くなるという点から鑑みても、現状の感染状況、ルートの分析からしてもこれは必要性が高いだろうと考えます。

飲食店には非常に辛い、経済的にも大変なことであると思うのですけれども、午後10時までということ、お客さんに時間を分散させた利用を促すような策を取るとかそういうことも可能ですし、協力金という給付も伴うことにも鑑みて、苦しい中での協力をお願いだけでも、必要最小限度のものであり、相当だと考えます。

以上です。

(猪口会長)

ありがとうございました。

では太田先生お願いいたします。

(太田委員)

太田でございます。

まず条例改正についてですが、ガイドラインの遵守は本来当然ながらやるべきこととして、今回、ステッカー標章の提示、並びにその施設の利用を促すという点は、大変重要なポイントだと考えております。

というのも今回の改正で人々の行動変容を促す効果が期待できるのではないかと考えているからです。実は、こうした施策の有効性は経済理論でも示されています。いわゆる行動経済学というやつです。

人というのは、そもそも無意識のうちに、何かの基準をもとに意思決定をしたり、行動したりするものです。行動経済学では、その基準のことを「参照点」といいます。人は参照点を意識しながら行動を選択するわけですが、その基準を変えることで、人々の行動（選択）を変えることができるというものです。いわゆるナッジの考え方ですね。

そこで今までの参照点について考えてみると、おそらく東京都の場合、報道等で広く取り上げられたことから、「夜の街」や「接待を伴う飲食店」という言葉であったり、もしくは「お店独自基準の感染対策」であったりしていたと思います。つまり、あまり中身の伴わない感染対策宣言みたいなものが、参照的になっていた可能性が極めて高いと考えています。

そうすると、「夜の接待を伴わないお店なら行ってもいいのね」となりますし、不完全でも「飲食店独自の基準で感染防止策をしている」と言えば、顧客は大丈夫だと安心してしまいうわけです。こうした誤った認識に基づく行動が、感染を拡大させた可能性が高いとみています。

加えて、曖昧な判断基準ゆえに生じた誤解は、新たな風評被害をも生み出すことにも繋がっています。事実、報道等で「繁華街」や「夜の接待」が喧伝されることで、ちゃんと対策しているお店ですら、その参照点に同調する形で敬遠される、もしくは危ないお店のレッテルを貼られ、経営に深刻な打撃を受けているところもあると思われれます。

そういった状況を踏まえると、今回の新たな基準、参照点としてステッカーの「ある」「なし」を設定するのは大変意義のあることだと評価しています。非常に明確でわかりやすい参照点ですので、「ステッカーの貼ってあるお店しか行かない」という形で行動変容を促せるのではないかと期待しているところであります。

ちなみに我々の方では、モデルを使って実効再生産数から接触率を推計しています。そして、接触率の変化要因を、グーグルのデータなどで知られるモビリティの変動によるもの

と、その残差、つまりマスク着用や社会的距離の確保など 質的な変化によるものに分解しています。質的な変化には、手指消毒やうがいの励行、また「繁華街に行くけれど感染リスクの高いお店には行かない」というのも含まれます。

今日お見せできればと思ったのですが間に合わなくて、また事務局の方にお送りさせていただきますけれども、実はモビリティは接触率の低下にほとんど寄与していません。つまり、質的な変化の貢献が大きいという結果になっています。

6月末あたりは、その質的な要因が大きく増えて、言い換えると皆さん油断して、感染が増えた。その後、おそらく知事のウォーニングが効いたと思うのですが、7月上旬ぐらいから、この質的な要素が低減する形で接触率自体も減少に転じています。

今はまだ感染が増え、横ばいまではいかないのですが、この調子でいけば感染者の拡大を抑制できる、今回新たな参照点を指定することで、まさしく猪口先生もおっしゃったように、さらなる行動変容を後押しし、とどめをさせるのではと非常に期待しているところであります。

最後に営業時間の短縮要請についてです。実は、行動変容を促すにはやはり時間がかかるので、現在のように感染拡大が著しい中では、それだけを時間をかけて待っているわけにはいきません。なので、新しい参照点が都民の間で浸透するまでの間は容認される措置だと理解しています。先ほど大曲先生がおっしゃったように2時間の営業短縮は妥当な範囲だと思いますし、今回、期間が限定されているので、その点も経済への影響に配慮されていると感じています。

以上であります。

(猪口会長)

ありがとうございました。

本日欠席されておられる濱田委員からあらかじめ書面による意見を聴取しております。事務局から報告お願いいたします。

(事務局)

濱田委員からのご意見について、ご報告いたします。

東京都新型コロナウイルス感染症対策条例の改正については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、提示の4項目を努力義務として同条例に定める件について適切と判断します。

7月下旬における東京都の新型コロナウイルス感染者数は、爆発的な増加をきたしていないものの、確実に拡大傾向にあります。また重症者も増加しており、医療ひっ迫をおこす可能性は日々高まっています。こうした状況から、感染源となりうる施設やイベントの事業者が、ガイドラインを遵守した対策をとることは感染拡大防止のために必須であり、都民も



こうした対策をとる施設等を利用することが求められています。今回の条例改正はこうした対策をとるのにあたり有効な手段と考えます。

なお、ガイドラインの遵守が継続的に行われているかを定期的にチェックするシステムをご検討いただきたいと思います。標章取得時には遵守していても、時間経過でそれが緩む可能性はあります。

次に、酒類を伴う飲食店などに対して営業時間の短縮を要請する措置について、適切と判断します。

現在の都内での感染の多くは、酒類を伴う飲食店などを中心に発生しており、こうした飲食店に営業時間の短縮を求める措置は、感染源対策として有効であると考えます。

なお、今後、爆発的流行をおこす予兆がみられる場合は、都民に不要不急の外出自粛を要請したり、ハイリスク施設の休業やイベントの中止を要請したりするなどの、より強い追加対策をご検討いただきたいと思います。

濱田委員からの意見は以上でございます。

(猪口会長)

ありがとうございました。

最後に私なんですけれども、皆さんの意見をまとめて、そして私の意見も言わせていただきますけれども、大曲先生は臨床の立場から、この意見に賛成であるということで、外国でもやっておりますし、それから感染の機会が、飲食、そういったところにあるんで、これはもう賛成であるという。

それから紙子委員は賛成であるけれども注意をしなくちゃいけない、とのご指摘もあつたと思います。

それから太田委員からは、接触率ですか、その質的な変化がかなり起きているんだというお話をいただいて、このタイミングに、この条例の一部改正は非常にいいことだというお話もいただいたところです。

私はですね、これまでいろいろな委員会だとかやってきてですね、この感染拡大を防ぐためにはもう二つの柱が絶対必要だと思っております、その一つは、接触を低くする、接触率を下げていくということ。これは感染そのものを少なくするってことだと思いますし、もう一つはですね、やっぱりPCR等の検査を拡充して、早めに見つけるということ、この二つが今方法として確実なんではないかなと思っております。

今までのモニタリングだとかそういうとこで見ますと、その濃厚接触者の感染経路で明らかなのは、夜の街系と言われてるところと、それから飲食、その他施設内感染、それから家庭内感染、職場、それからイベントっていうところなんです、家庭、職場、施設内っていうのは守るところで、もともと本当は感染者がいないところですね。

それ以外の飲食の場所だとかそのような夜の街系は、外に出て行って、うつってしまうと

ころです。

だから、押さえるべきは、外側でうつる場所をいかにチャンスを少なくするかっていうことがすごく大事だと思っているんです。

今回の条例の一部改正によって行われるところは、このスライドでもありますように検査体制の拡充という私の言ったように、二つ目のところはしっかり抑えながら、1番目の接触を少なくしていくということにおいて、全くの私の考えているところでは、理にかなっている。すごくいいタイミングだと私は思います。

ということで、私としては、この条例の一部改正それからその他のいろいろな措置に関しては賛成するところであります。

その他の審議会の皆さんの意見も賛成であると、適当であるということだったと思いますけれども、改めてですね、審議会の意見として、まとめたいと思います。

審議会の皆様も適当であるということによろしいでしょうか。

(一同頷く)

では、審議会の意見として、本日の議事は適当であることだいたいと思います。

本日の議題は以上です。

進行を事務局に戻します。

(事務局)

委員の皆様ありがとうございました。

最後に知事から一言お願いいたします。

(小池知事)

審議会の皆様方の専門的な見地からも色々とコメントを加えていただきまして、ありがとうございます。大変参考になりました。

そしてまた、これによって条例の改正をすみやかに行うことで、よりスピーディーに物事を運んでいきたいという風に思います。

今日、過去最高の、先日の366人にプラス1人になりまして、367人の陽性者が判明したということでもあります。

検査の方も、都合8,600のところまでたどり着きつつあるということで、1万件を目指しておりますが、その分陽性者の後の対応は保健所であったり、それから、私どもの都の職員もホテルの方に出ずっぱりで、これまでやったことのないような作業などいたしております。

また宿泊療養施設においては、都医師会の皆様方がローテーションを組んでいただいて、厳しいところをサポートしてくださっております。改めて感謝を申し上げます。

何よりも、重症者が日々1人ずつ増えているというその数字を見ましても、改めて命を守る最前線でご努力いただいている大曲先生はじめ医療の現場の皆様方に改めて感謝申し上げます。

げるところでございます。

正念場だと思います。

私は7月にすべて終えて、8月からオリンピックモードにしようというのを念頭にしていたんですが、なかなかウイルスもしつこいところがございますが、いずれにしましてもこの夏に何とか片つけないと、そのあとに繋がらない。

それからステッカーの掲示についても今、77,000件、ということですが、もうこの際、100万いってみようと思っていまして。ありとあらゆるところに、ちゃんと守っていただいた、その証をつけていただく。そしてそれで正しく利用者の方もお選びいただく。もちろん、そこで、事業者の皆さんは、チェックリストを自分でチェックして実践をしていただく。実践せずに貼り出された場合、この辺のところをどうしたらいいか、また紙子先生教えてください。などなど、ここは本当にオール東京で取り組まなければいけない事態だということでもあります。

国の法律を超えられない条例、という制約もございますが、精一杯、このような形で、今日お認めいただいた形を活用してですね、都民にもしっかり呼びかけ、行動の変容を促していきたいと、このように考えております。難局を早期に乗り越えるためにも今後ともよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

(事務局)

ありがとうございました。

これにて新型コロナウイルス感染症対策審議会を閉会いたします。